評価分類	審査	関連文書	目次	評価項目	審査基準	重要 (参 考)			
企案目容制ジュール等)	書類審	提案書	1 業務名 2 契約期間						
			3 業務の概要						
			3.1 概要	本業務の実施に当たって、「地方公共 団体情報システムの標準化に関する法 律」に基づく国の基準に適合したシス	・標準化対応のことを十分理解した方針が記載されているか ・具体的な考え方/取組が整理されていて、	大			
			3.2 生活保護システムの再構築と ガバメントクラウドの利用等	テム構築を行う基本姿勢を示すこと。	当該取組が本市の期待を充足する提案となっているか				
						3.3 生活保護システム再構築実施方針	本業務における再構築方針等を理解し 一た上で、本業務に対する基本姿勢を示	・本市のシステム再構築方針を十分理解した 提案となっているか ・具体的な考え方/取組が整理されていて、	人
			3.4 生活保護システムの概要	すこと。	当該取組が本市の期待を充足する提案となっているか				
			3.5 スケジュール概要	システム再構築に関するスケジュール を工程ごとに具体的に示すとともに、 本市職員や関連ベンダー等が具体的に 関与することが必要となる作業工程・ 時期を示すこと。	・本市が示すスケジュールに則っているか・作業工程が詳細化されているか・無理のないスケジュールとなっているか・マイルストーンを考慮しているか	ţ.			
			3.6 作業概要	各作業工程に対しての取り組みを示す こと。	・各作業工程に対しての取り組みが詳細化されているか ・職員負担の作業負荷を軽減する提案がされているか	rļ.			
			3.7 納入成果物及び期日						
			4 システム要件						
			4 システム要件	標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針を示すとともに、対応方針に対する事業者としての考え方を示すこと。 ※機能・帳票要件のオプション機能、現行システムに搭載されている電子決裁及び電子ファイリング機能についての新システムでの効果的な活用方法の提案は、以降の項目で提案すること。	標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針とそれに対する事業者としての考え方(実装区分に応じた考え方や実装区分変更時の対応方針など)が具体的に示されているか。				
			4.1 機能要件·帳票要件		・「標準オプション機能」となっている機能に対して"対応可能"となっているか・対応可能でない場合も職員負担を考慮した代替案が提案されているか	Е			
			4.2 データ要件・連携要件	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」・「データ要件・連携要件標準仕様書各論(基本データリスト・機能別連携仕様)」への対応方針について記載すること。	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」・「データ要件・連携要件標準仕様書各論(基本データリスト・機能別連携仕様)」への対応方針が適切かつ具体的に記載されているか	E			
			電子決裁機能・電子ファイリン 4.3 グ機能の活用	現行システムに搭載されている電子決 裁及び電子ファイリング機能と同等の 機能についての新システムでの効果的 な活用方法の提案を具体的に示すこ と。	現行システムに搭載されている電子決裁及び 電子ファイリング機能と同等の機能について の新システムでの効果的な活用方法の提案が 具体的に記載されているか	-7			

評価分類	審査	関連文書	目次	評価項目	審査基準	重要度 (参考)
			5 非機能要件 5.1 非機能要件	「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」への対応方針について記載すること。	「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」への対応方針が適切かつ具体的に記載されているか	中
			5.3 ログイン要件	ログイン要件への対応を記載すること。	ログイン要件を満たす提案となっているか	小
		-	6 情報システム稼働環境要件			
			6.1 ガバメントクラウド	ガバメントクラウドでの対応方針を示すこと。 ガバメントクラウド上での責任分界点を示すこと。 クライアント要件などの稼働環境の要件に対応した実現方法を示すこと。	小されしいること ・ガバメントカラウドトでの書れ公開占が明	大
		_	6.2 ネットワーク要件			
			6.3 クライアント端末・ 周辺機器要件			小
			6.4 開発要件			
			6.5 ソフトウェア要件			
			6.6 文字要件	文字要件の標準準拠対応方針を示すこと。	文字要件の標準準拠対応方針が明示されているか	小
			7 テスト要件			
			7.1 テスト方法	─結合/総合テスト、及び受入(運用) テストにおいて、職員の作業負荷軽減 するための方法や提案者との役割分担─を具体的に示すこと。	・ 一・谷ノヘト万伝が具体的に小されているが ・ 映号の色类取述が図れて大法した。ていて	
			7.2 テストデータ			中
			7.3 接続試験			

評価分類	審査	関連文書			業務委託事業者選定に係る _{目次}	評価項目	審査基準	重要原 (参 考)
企画・技術提 案に関する項 目(提案内 容、履行体 制、スケ ジュール等)	書類審査	提案書	8	移行要件 8.1 8.2 8.3 8.4 8.5	移行計画の策定リハーサルの実施移行プログラムなどの作成データ移行の実施その他データ移行詳細条件移行データの検証	システム移行において、新システムの 安定稼働、及び職員の作業負荷軽減す るための方法や施策、提案者との役割 分担を具体的に示すこと。	・新システムが安定稼働するための方法となっているか ・職員の負荷軽減が十分図れる方法となっているか ・非機能要件の標準のグレードを満たす移行 方法となっているか	大
事業者に関する に関する に関する に関する に関する では、 を実まで、 を関する。 を表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		9		8.7 実施体制		本業務の実施体制及び人員の実績、保	・プロジェクトの主要メンバー (PM、PL) が 過去に中核市以上の生活保護システムの構築	
			実施体制プロジェ	: クト管理方法	有資格を具体的に示すこと。また、他自治体における導入実績を示すこと。	経験を持っているか・プロジェクトの体制において、各ポジションのメンバーが必要な資格や経験を保有しているか	中	
				10. 1		本業務の管理体制(進捗管理、品質管理、課題管理等)を具体的に示すこと。	・本プロジェクトにおけるマネジメントの手法(進捗管理、品質管理、課題管理等)が記載されているか・各工程(開発の各工程、運用工程)でマネジメント方法を使い分けているか・利用するマネジメントの手法が他自治体等での実際の成功事例に基づくものか	小
				10.3	作業場所 作業時間			
			11	特記事項 11.1	· 著作権			
				11.2	法改正対応・標準仕様書群改版 時の対応	法改正・標準仕様書群改版時に対する 提案システムの対応方針(無償範囲、 有償範囲等)を記載すること。	・提案システムについて法改正対応時・標準 仕様書群改版時の対応方針が記載されている か ・標準機能として法改正対応時に柔軟に対応 できる機能を備えているか	大
				11.3	個人情報の取り扱い			
				11. 4	再委託	再委託の有無を記載すること。 有の場合には、再委託先、再委託先の 監理に関することを記載すること。	再委託先に対し、適切な監理がされている提 案となっているか	小
				11.5	特定個人情報保護評価書	特定個人情報保護評価書作成の支援方 針を記載すること。	職員負担を低減する提案となっているか	<i>1</i>]-
				11.6	適合性の確認	標準化基準の適合性の確認に対する対応を記載すること。	職員負担を低減する提案となっているか	力
]					

評価分類	審査	関連文書	目次	評価項目	審査基準	重要度 (参 考)
その他(事業 者の意欲、理 解力等)		自由提案	創意工夫事項	提案者が想定する職員の業務効率化、 作業負荷軽減に繋がる先端技術の活用 の対象業務及び方法や中長期的な展開 も視野に入れた提案を具体的に示すこ と。	・先端技術を取り入れた業務改革の考え方で評価する ・先端技術を活用し、職員の業務効率化、作業負荷軽減などに繋がる有益な提案となっているか ・中長期的な展開も視野に入れた提案がされているか	中
その他(事業 者の意欲、理 解力等)	企画提案に対 するプレゼン テーショング びヒアリング	プレゼンテー ション	プレゼンテーション	提案書及びプレゼンテーションに対して本件調達の本旨に照らして、貴社が最も強みを発揮できると考える点についてプレゼンテーションすること。	・プレゼンテーションについてはPMが行うこととし、PMの能力を評価する・生活保護システム再構築方針等を理解し、論理的な説明ができているか・提案書との不整合はないか。・提案業者の持つ強みについて、どれくらい独自性のあるものとなっているか、また、これまでの実績等に基づき、どれくらい実現可能性の高いものとなっているか	大
			リスク対応	本件の履行にあたり、今後生じることが想定される困難な課題、及びそれを解決するに当たり重要視するべき点について説明すること。	・業務履行に当たってのリスクをどれくらい 客観的に捉えられているか ・経験及び業務遂行体制に基づき、どれくら い説得力のある説明となっているか	大
			質疑応答	提案書及びプレゼンテーションに対す る本市からのヒアリングに回答するこ と。	・提案書との不整合はないか ・質疑の受け答えは明解かつ適切か	大
分	年 校安士	日金书 日本	評価点合計			
参考見積価格 に関する項字 (提案内性、の整合性、) 格評価等。)	価格審査	見積書、見積明細書	見積金額	連用保守は本業務の調産範囲外であるが、新システム稼働以降は受託事業者と随意契約で運用保守契約を締結することが見込まれるため、運用保守費用(参考価格)についても積算すること	本市の定義した方法による	大
			九/貝立/帜	本業務を遂行する上で必要となる費用 明細を記載すること。 システム開発費用を含めること。	本市の定義した方法による	大
			価格点合計			
			総合計			